

1. 策定の背景・趣旨

1 - 1. 策定の背景

(1) はじめに

本市は、市内沿岸部に点在する「防災集団移転促進事業により市が買い取りを行い市有地となった土地（以下、「移転元地」という。）」を有効活用するため、活用方針を策定する必要がありました。特に、旧避難指示区域内の沿岸部は、同区域外の沿岸部と比較した場合、復旧・復興事業の具体的な進展が地域住民にとって実感できない状況がありました。

そのような中、帰還困難区域を除く避難指示区域の解除に伴い、一部の地域住民や民間事業者による再生可能エネルギー導入検討等の兆しが見え始めました。

この兆しは、小高区の復興、ひいては本市の復興にとって極めて重要な好機であるため、地域住民の声を聴き、かつ同じ方向を向いて実現に挑む必要があると考えました。

(2) 「南相馬市防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針」の策定

市内沿岸部に点在する移転元地は、市民や民間事業者が行う事業を含め、復興をより加速させるための取組に、柔軟かつ迅速に活用するため、平成 28 年 10 月、南相馬市災害復興推進本部会議にて有識者を含めた復興推進チームを設置しました。

この復興推進チームでは、複数回の検討を重ね、移転元地等の活用方針案を上申し、平成 29 年 1 月、南相馬市災害復興推進本部会議において次のとおり方針を定めました。

【方針の柱】

1. 地域の復興・再生に資すること
2. 民間活力の活用を積極的に推進すること
3. 地域の声や歴史を踏まえること

〔参考：南相馬市防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針（案）の付帯意見（抜粋）〕

井田川地区は、「明治期に行われた干拓により、広大な水田が広がっていたが、東日本大震災による地盤沈下と続く津波により、ほぼ全域が水没した。また、長期間の避難指示による転出や営農意欲の低下、地権者の高齢化が進み、帰還者とりわけ従前のような営農希望者が見込めない状況となっている。

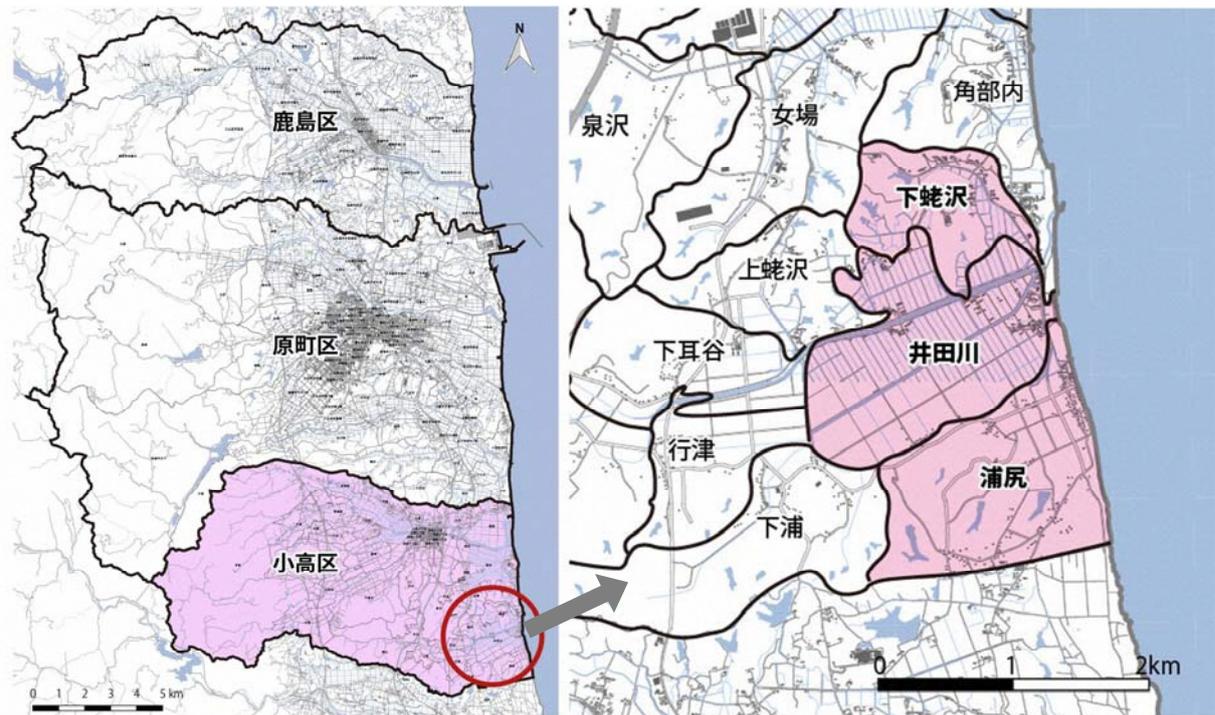
そのような中であって、当該地区の土地利用としては、従前の農地復旧のみではなく、新しい農業のかたちを提案するものとして、花畑の整備を検討すべきであると考え。花畑は、干拓以前の浦の風景を想起させるものとして、高台に整備される予定となっている浦尻貝塚史跡公園と相まって、観光・教育的観点での交流が期待できる。

その他、地域の経済的な復興を下支えするための再生可能エネルギー発電事業や、福島県が検討している地域営農モデル事業とも調整を行うことで、井田川地区に関わる地域住民や営農者が持続可能な経済活動を営めるような仕組みを、具体的に示せるものと思われる。」

(3) 新たな復興推進チームの設置

「南相馬市防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針」策定後、この活用方針の「活用方針概念図」に含む一団活用地区として、南相馬市小高区に位置する井田川・浦尻・下蛸沢各行政区を含む一帯（以下、「井田川地区」という。）の新たな土地利用を検討するため、平成 29 年 1 月、南相馬市災害復興推進本部会議において新たな復興推進チームを設置しました。

[井田川地区周辺の行政区位置]



1 - 2. 策定の趣旨

井田川地区は、平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災による津波で、家屋が流出するなど、甚大な被害を受けた地区であり、その多くが災害危険区域に指定され、建築制限が行われています。また、防災集団移転促進事業により、被災した住宅地等の買い取り等を行ったことにより、市有地と民有地が混在している状況にあります。

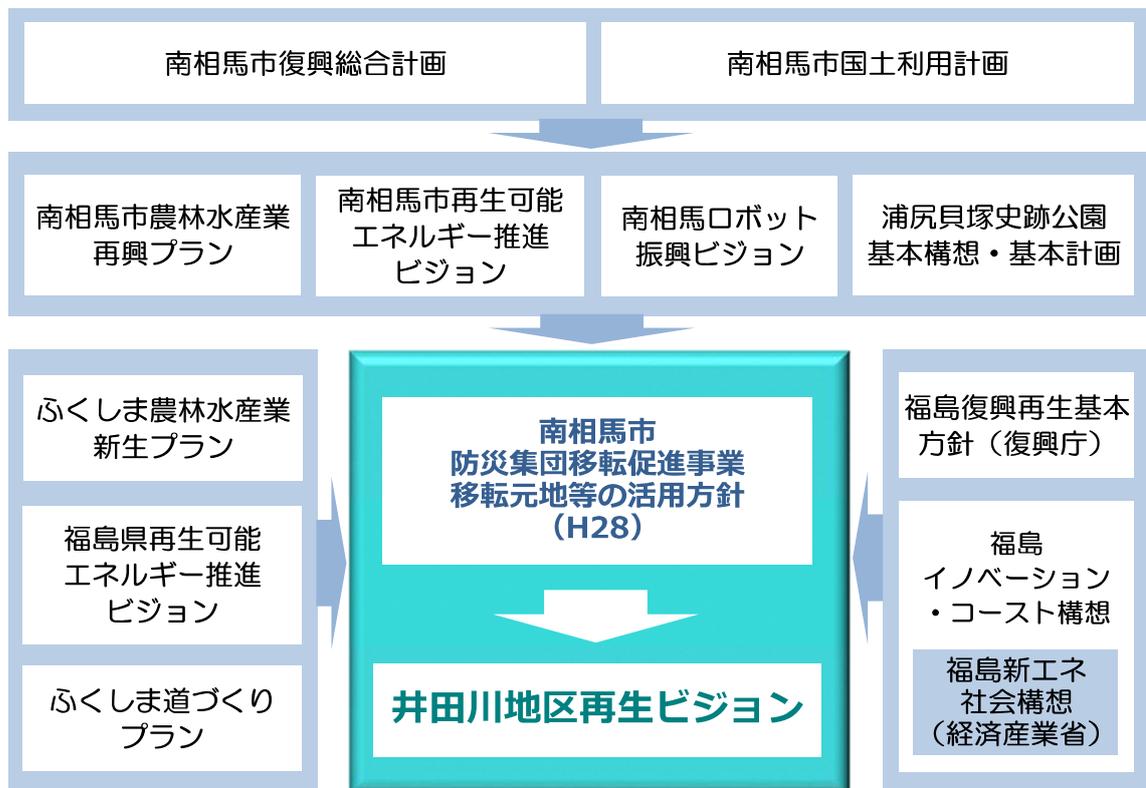
加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）が発生し大量の放射性物質が放出されたことから多くの住民が避難を余儀なくされ、長期避難の問題や、避難先の把握が困難などの悪条件が重なり、井田川地区に土地を有する浪江町等の地権者を含め、地域住民が主体的に集まり、原発事故以前のように地域の合意形成を図ることが困難な状況が続いています。

このような状況下において、地域住民が、主体的に約 200haに及び広大な農地の土地利用方針（移転元地及び周辺区域を含む）を定められず、年月の経過とともに耕作地の状況は厳しさを増しています。

そこで、井田川地区を対象として、従前の土地利用にとらわれることなく、新たな土地利用や事業の仕組みを検討し、当該地区の一体的な復興・再生を実現できるよう、地域住民や関係機関等の意見を集約した井田川地区再生ビジョン（以下、「再生ビジョン」という。）を策定しました。

1 - 3. 再生ビジョンの位置づけ、推進期間

(1) 再生ビジョンの位置づけ



(2) 再生ビジョンの着手目標・推進期間

【着手目標】

- ・2020（平成 32）年度（復興・創生期間）までに事業着手

【推進期間】

- ・2017（平成 29）年度から概ね 23 年間